

地域計画の策定に向けて協議の場に参加しました

本市の農政を担当する産業振興課では、将来（概ね10年後）の農地の集約や集積の方向性をまとめた地域計画と目標地図を令和7年3月に策定するべく、作業を進めてまいりました。

計画策定にあたり、将来に向けた農業者の声や考えを十分に取り入れるため、「協議の場（話し合い）」が開催され、農業委員も農業者の皆様と一緒に将来の農業に向けて話し合いました。

また、農業委員会では、令和5年8月に実施した農業経営に関する意向調査の結果により、農業経営規模を拡大したい方、担い手を求めている方、現状のまま農業を続けられる方などを地図化した「目標地図の素案」を作成いたしました。

地域の農地利用の将来像を表した地域計画は、個々の生産性や地域の資源を守り、活用するための非常に重要な計画となります。

今後も、大事な農地を守るため、産業振興課と協力し、計画の見直しの際には、協議の場へ参加するなど、取り組みを続けてまいります。

農業者年金のお知らせです

農業者年金のメリット

- ◇ 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金
- ◇ 年金は生涯支給されます。
- ◇ 支払った保険料は全額社会保険料控除
- ◇ 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も
～農業者の方なら広く加入いただけます。～

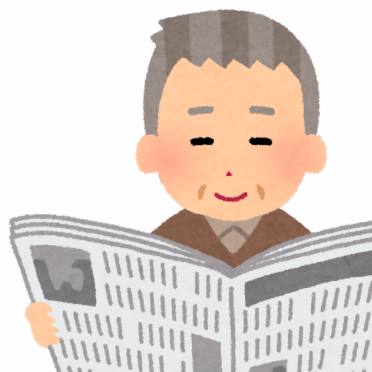
【加入できる方】

農業者の方で下記の①～③の全てを満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者の方（保険料納付免除者を除く。）
- ② 年間60日以上農業に従事している方
- ③ 20歳以上60歳未満の方

【問合せ先】

JA 千葉みらい習志野支店（☎454-0191）
農業委員会事務局（☎453-7708）



毎週金曜日発行 1ヶ月 700円（消費税込）
申し込みは、農業委員会事務局まで

習志野市

農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会

所在地 習志野市鷺沼二丁目1番1号

電話 047-453-7708

《第16号》

第57回習志野市農業祭が開催されました！

令和6年11月9日（土）と10日（日）に、第57回習志野市農業祭が開催されました。

農業委員会では、採れたて野菜を袋詰めした福袋の抽選や、焼き芋の販売を行いました。

今年度の福袋は、市政施行70周年を記念して、両日70袋を用意し、身近な地元野菜を例年よりも多くの方にご賞味いただきました。



農業祭では、農業委員会ブースの他、採れたて野菜の直売や、温かいそばやうどん、焼きそばなどが販売され、多くの方にご来場いただきました。



☆☆☆目次☆☆☆

1. 第57回習志野市農業祭について
2. 農地の将来について
3. 千葉県園芸協会の活用や市民農園の開設について
4. 地域計画・農業者年金・全国農業新聞について

農地の将来を一緒に考えませんか？

農業委員会では、地域の皆さんのご尽力により守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継ぎ、農地利用の最適化を目指すため、農地の現状を毎年調査し、情報を集めています。

毎年8月に 調査を実施

- 農業委員が調査票を配付して調査
- 耕作面積が1,000㎡以上の世帯が対象
- 農業経営の今後のご意向・従事日数・後継者等の有無を調査

農地利用状況調査 (パトロール)を実施

- 農業委員が市内の農地をパトロール
- 遊休農地・違反転用等を現地調査
- 面積の大小に関わらず、利用状況を調査

～こんなことにお困りではありませんか？～

仕事しているし…。
借り手がない…。
草刈りが大変…。



農業経験無いし…。
農家の知り合いが
いなくて…。
固定資産税が…。

～農地の貸借方法について一例をご紹介します～

千葉県園芸協会を 活用(仲介)する

- 千葉県園芸協会は、貸し手と借り手の仲人役です
- 産業振興課と農業委員会が協力してマッチングを行います
- 賃料の有無は貸し手側で自由に設定可能です

市民農園を 開設する

- 1区画の面積や料金を自由に決められます
- 生産緑地でも開設ができます
- 農業者(所有者)が管理・指導する体験農園も可能です

『農地は所有する方が守るもの』という考えから、『**担い手により守っていくもの**』と基本的な考え方が見直され、現在では、様々な手法や制度を使って、優良な農地を守ることができます。
ご家族だけで悩まず、気軽に産業振興課や農業委員会へご相談ください。



農業を始めたい！
農地を借りたい！
野菜を作りたい！

農業に意欲的な人に
農地を貸して
一緒に応援しませんか？

千葉県園芸協会の活用方法について

公益社団法人 千葉県園芸協会は、農地の貸し手・借り手の仲人役として、千葉県から農地中間管理機構(農地バンク)として指定を受けています。

ここでは、千葉県園芸協会を活用した時のメリットなどについて、ご紹介します。

簡単

- 産業振興課と農業委員会が協力してマッチングを行いますので、気軽にご相談ください。

安心

- 貸付期間終了後は、必ず農地が戻ってきます。
- 納税猶予を受けていても貸し出せます。

収入

- 契約期間中、協会経由で賃料が入ります。
→農業委員会で年額の標準賃借料を公開しています。
(畑で10アール当たり16,000円です。)
- 期間終了後も再貸し付けができます。

優遇

- 農地全てを貸し付けると固定資産税が軽減されます。
- 売却された時の譲渡所得に特別控除が適用されます。(800万円)

【ご注意!】

- 対象となる農地は、市街化調整区域(農業振興地域)の農地に限ります。
- 契約期間中の相続となった場合に備え、相続人に契約内容等を説明しておきましょう。

市民農園を開設するには

市民農園とは、利用者のレクリエーションや生きがいつくりなど、多様な目的で、農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことを言います。

市民農園には、大きく分けて、2つの方式があり、それぞれの条件やメリット、注意点は以下のとおりです。

貸し農園方式	体験農園方式
特徴 ○農業未経験者も開設可能です。 ○市役所との協定を結ぶ必要があります。 ○1区画当たりの面積は10アール未満です。 ○利用者への貸付期間は5年以内です。 ○複数人に貸し付けなければなりません。	特徴 ○農業経験者などが開設可能です。 ○利用者は開設者からの指導を受けて作付けします。 ○賃借料ではなく、利用料です。 ○利用者は、直接指導を受けられるため、良質な作物の収穫に期待できます。
メリット ○管理しきれない農地を有効活用できます。 ○賃借料が収入源になります。 注意点 ○農薬使用・散布の有無などルールを作りましょう。(無農薬栽培を希望する方への配慮)	メリット ○作付け野菜や農薬などの統一化ができます。 ○利用料が収入源になります。 注意点 ○相続が発生した場合の農園継続の有無について話し合っておきましょう。